

第2 連結納税基本通達関係

平成15年2月28日付課法2-3ほか1課共同「連結納税基本通達の制定について」（法令解釈通達）のうち次の「改正前」欄に掲げるものをそれぞれ「改正後」欄のように改める。

一 保険料等

改正後	改正前
(退職金共済掛金等の損金算入の時期) 8-3-1貼付けを含む。..... (注)	(退職金共済掛金等の損金算入の時期) 8-3-1はり付け..... (注)

二 連結納税への加入等に伴う譲渡損益調整額等に係る収益及び費用の処理

改正後	改正前
(特別勘定の金額が1,000万円に満たないかどうかの判定単位) 13-3-2譲渡した資産又は取得した株式.....	(特別勘定の金額が1,000万円に満たないかどうかの判定単位) 13-3-2譲渡した資産.....